

平成24年6月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣
様

下諏訪町議会議長 濱 章 吉

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われました。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化されました。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化されました。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっています。

そこで、平成25年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。